

利用者がメリットを実感できる成年後見制度にするために ～診断書書式の改定と「本人情報シート」の導入～

1 成年後見制度とは？

成年後見制度とは、認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分でない方について、ご本人の権利を守る援助者（後見人等）を選び、ご本人を法律的に支援する制度です。
ご本人の判断能力の程度確認のため、診断書が重要な資料として活用されています。

2 裁判所の取組（平成31年4月より運用開始）

診断書書式の改定

財産管理能力の確認に偏り過ぎていた判断能力についての診断書の記載をよりの確な表現にするとともに、判定の根拠を具体的に記載する欄を設けました。これにより、判断能力の程度を一層的確に確認できます。

本人情報シートの導入

ご本人について日常の生活においてできることや支援が必要なことなどを記載する「本人情報シート」の書式をこのほど作成しました。このシートは、手続の様々な場面で資料として活用されます。

成年後見制度について詳しく知りたい方は、
裁判所ウェブサイト内の

「後見ポータルサイト（<http://www.courts.go.jp/koukenp/>）」を御覧ください。

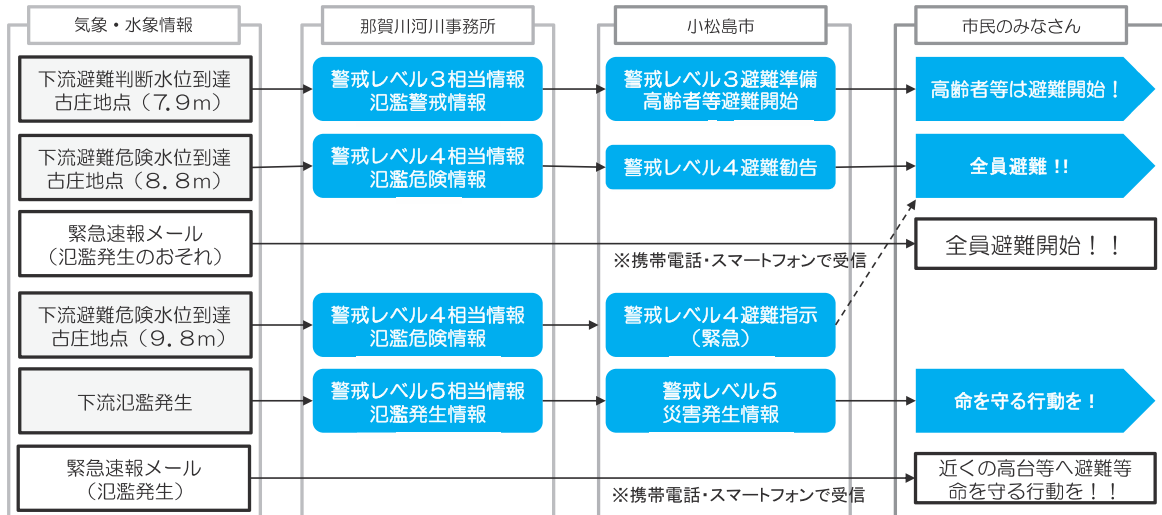
【お問い合わせ先】 徳島家庭裁判所事務局総務課 ☎ 0886・603・0111

～那賀川タイムライン【小松島市版】が改定されました～

令和元年6月7日に那賀川タイムライン【小松島版】が改定されました。
今回の改定により、警戒レベルという表現で、LV3は高齢者等避難に時間のかかる方は避難開始、LV4は全員避難となりました。
住民の皆様が情報の意味を直感的に理解し、出された避難情報を自らのことと捉えられるよう、わかりやすい内容に見直しました。
尚、プッシュ型配信も「氾濫発生のおそれ」と「氾濫発生時」に配信されるしくみになっています。
那賀川流域にお住まいの、皆様の避難のタイミングにご活用ください。

【小松島市タイムラインのイメージ】

※詳細につきましては、那賀川河川事務所ホームページよりご確認ください



【お問い合わせ先】 国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所 調査課 ☎ 0884・22・6562（直通）